

## 第 3 次 安曇野市総合計画 策定方針

### 1 計画策定にあたっての基本的な方針

総合計画は、安曇野市自治基本条例（平成 29 年安曇野市条例第 4 号）において規定する市政運営の基本となる計画であり、各種計画の最上位に位置するものです。

この安曇野市を取り巻く環境変化・地域課題に的確に対応し、市民の皆様とまちづくりの方向性を共有しながら夢や希望の実現に取り組んでいくため、「第 3 次安曇野市総合計画」を策定します。

#### (1) 計画の策定にあたって検討すべき事項

近年、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大や深刻化する気候変動、SDGs（2030～の Beyond SDGs 含む）に関する取組の加速など、これまでの延長線上にない大きな変化が生じています。

また、国において、今後 10 年間の地方創生の方向性を示すものとして、「地方創生 2.0 基本構想」が閣議決定されました。

こうした時代の潮流や国の方向性に的確に対応するため、次期計画の策定にあたっては、「総合計画の構成」の変更も含めて検討いたします。

#### ○主な検討事項（例示）

- ・「総合計画の構成」の変更（基本構想、基本計画、実施計画の廃止）
- ・国の「地方創生 2.0 基本構想」や県の「しあわせ信州創造プラン 3.0」と歩調を合わせた取組
- ・「新興感染症等」への対応
- ・激甚化する「災害」への対策（ハード・ソフト両面での防災対策）
- ・市民の利便性向上と業務効率化のための「デジタル化の推進」
- ・「SDGs」達成に向けた具体的な取組（ゼロカーボン、エシカル消費など）
- ・「シティプロモーション」、「シビックプライドの醸成」に対する取組

#### (2) 策定にあたっての基本的視点

##### ○ まちづくりの方向性の明確化

- ・現状分析を丁寧に行い、まちづくりを進める上での諸課題に的確に対応する計画となるよう努めます。
- ・詳細な取組内容等については、それぞれの分野の個別計画に委ね、明確で分かりやすい内容、レイアウトの冊子となるよう工夫を凝らします。

##### ○ 市民参画ときめ細かな意見交換による策定

- ・施策全般にわたる計画のため、総合計画審議会の調査・審議に加え、アンケート、ワークショップなどを実施し、策定作業に反映します。
- ・庁内の全部局に関係する計画であることから、職員間の協議・調整をきめ細かく行いながら策定作業を進めます。特に、各個別計画との整合に十分留意しながら作成することとします。

○ 計画における進捗管理の検討

- ・ 多様化する行政ニーズへの対応のため、限られた財源と人材を真に必要な取組に集中させる必要があります。このため、計画で取組む施策の検討と同時に、進捗管理の手法の検討も行い、P D C A等の強化を図ります。

## 2 計画の位置づけ

この計画は市政運営の基本であり次の性格を有します。

- ・ 安曇野市自治基本条例に規定する総合計画
- ・ 国土利用計画法に規定する国土利用計画（市計画）※統合済
- ・ まち・ひと・しごと創生法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・ S D G s 達成への寄与

## 3 計画の期間

計画は、令和10年度から令和14年度までの5か年とします。

## 4 策定体制

### (1) 総合計画審議会

総合計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議するため設置します。

なお、総合計画に統合した総合戦略に関する部分（具体的には人口減少・少子高齢化、地域活力の維持に関する取組）については、今後も、総合計画審議会による検証を行う予定です。

### (2) 庁内体制

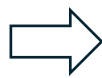
理事者及び部長等で構成する組織で、計画に関する重要事項の周知・協議のみ実施し、個別の協議・調整は事務担当レベルの打ち合わせやメールなどを活用します。

## 5 主なスケジュール

おおむね次のとおり進めます。

R8年度	R9年度
第1回 R8. 5月14日 → 諮問	第5回 R9. 6月下旬頃 → 市民意見報告
第2回 R8. 7月下旬頃 → 現状確認	第6回 R9. 9月下旬頃 → 素案検討
第3回 R8.11月下旬頃 → 構成案検討	第7回 R9.11月下旬頃 → パブコメ検討
第4回 R9. 2月中旬頃 → 構成案検討	第8回 R10. 1月中旬頃 → 答申

※この策定方針は、今後の策定過程で変更する場合があります。



### ○人口減少への認識の変化

1.0 人口減少に歯止めをかけるための取組に注力

2.0

人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能する適応策も講じる。住民の基本的な生活の維持、経済成長、公共サービス維持やインフラ整備、まちづくりなどで、民の力を最大限活かすべく、官民連携をさらに推進。

### ○若者や女性にも選ばれる地域

1.0 安定的な雇用創出や子育て支援等を推進したが、流出が継続

2.0

地域社会のアンコンシャス・バイアス等の意識変革や魅力ある職場づくりにより、若者や女性が地方に残りたい、東京圏から地方に戻りたい／行きたいと思える地域をつくる。

### ○人口減少が進行する中でも「稼げる」地方 ～新結合による高付加価値型の地方経済（地方イノベーション創生構想）～

1.0 企業誘致や産業活性化等を目指したが、連携や支援不足で伸び悩み（工場のアジア移転等）

2.0

多様な食や伝統産業、自然環境や文化芸術の豊かさといったそれぞれの地域のポテンシャルを活かして高付加価値化するとともに、地域産品の海外展開などにより、自立的な地方経済を構築する。

### ○AI・デジタルなどの新技術の徹底活用

1.0 ICT活用やブロードバンド整備を目指したが、限定的

2.0

AI・デジタルなどの新技術を徹底活用し、地方経済と生活環境の創生を実現する。GX・DXによって創出・成長する新たな産業の集積に向けたワット・ビット連携などによるインフラ整備を進める。

### ○都市と地方が互いに支え合い、人材の好循環の創出

1.0 移住支援などで都市から地方への人の流れを目指したが、道半ば

2.0

関係人口を活かし、都市と地方の間で人・モノ・技術の交流・循環・新たな結び付き、分野を越えた連携・協働の流れをつくる。

### ○地方創生の好事例の普遍化と、広域での展開を促進

1.0 市町村で様々な取組が実施されたが面的な広がりに欠けた

2.0

産官学金労言士等による主体的な取組と、全国津々浦々で地方創生が進むよう、好事例の普遍化と広域での展開を促進（例：「広域リージョン連携」）。

### 3. 政策の5本柱

#### (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- ・日本中いかなる場所も、若者や女性が安心して働き、暮らせる地域とする。
- ・人口減少下でも、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための拠点づくりや、意欲と能力のある「民」の力を活かし人を惹きつける質の高いまちづくりを行うとともに、災害から地方を守るための防災力の強化を図る。

#### (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

- ・多様な食、農林水産物や文化芸術等の地域のポテンシャルを最大限に活かし、多様な「新結合」で付加価値を生み出す「地方イノベーション創生構想」を推進する。
- ・構想の実現に向けて、異なる分野の施策、人材、技術の「新結合」を図る取組を重点的に推進する。

#### (3) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

- ・過度な東京一極集中の課題（地方は過疎、東京は過密）に対応した人や企業の地方分散を図る。
- ・政府関係機関の地方移転に取り組むとともに、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出する。

#### (4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用

- ・GX・DXを活用した産業構造に向け、ワット・ビット連携などによる新時代のインフラ整備を面的に展開していく。
- ・AI・デジタルなどの新技術を活用し、ドローン配送などにより地方における社会課題の解決等を図り、誰もが豊かに暮らせる社会を実現する。

#### (5) 広域リージョン連携

- ・都道府県域や市町村域を超えて、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携し、地域経済の成長につながる施策を面的に展開する。